



日本の総合商社の人権ポリシーに関する
◎アンケート項目◎

企業名 豊田通商(株)

回答日 2019年8月20日

以下の質問への回答をお願い致します。

なお、部門・商材等によって異なる状況である場合は、それぞれの状況（例：エネルギー、化学品、アパレル等）がわかるように記載頂けます様お願い致します。（必要に応じて、部門・商材ごとに別の回答用紙を使用頂いても構いません。）

1. 人権方針について

1-1 貴社に、人権方針はありますか。

ある、「グローバル行動倫理規範」(Global Code of Conduct & Ethics)を2016年に公表しました。豊田通商グループが行うCSR行動指針の中でも人権尊重にフォーカス。

1-2 人権方針は、世界人権宣言やILOの中核的労働基準、国連ビジネスと人権指導原則など、国際人権基準を明記していますか？

明記してない。

1-3 人権方針には、国際人権基準が必ずしも守られていない国・地域で事業をされる場合の貴社の姿勢に触れてていますか？

HPにて、人権懇念団に有所在し、かつ労働者の人権が高いといわれたアパレル産業と食品産業のサプライヤーを中心としたアンケートの取組、チェック状況について言及あり。

1-4 人権方針には、方針その実施体制（特に取締役会の責任など）について明記されていますか？もしくは、他の方針やサイトの他の場所で明記されている場合は、そのリンクをこちらに貼ってください。

統合レポート2019(P56P7)において、取締役会を最高位とする「サステナビリティ経営」の中で重視する「CSRマテリアリティ」の1つとしてSDGsに著々人権尊重に言及。

1-5 人権方針に関する社内の研修の実績などについて、明記されているリンクをこちらに貼ってください。

「豊田グループアライアンスCSR行動指針」につき、全社員対象にE-learningを実施（統合レポート2019 P69）。また「グローバル行動倫理規範」も同様に実施。（参考）<http://www.toyota-tsusho.com/csr/message.html>

2. サプライヤーに対し人権方針の実施を確実にする方策

2-1 人権方針は、サプライヤーを含むビジネスパートナーにも尊重を求めていますか。もしくは、それを明記した他の方針（例えば調達方針など）がある場合は、そのリンクをこちらに貼ってください。

「豊田グループアライアンスCSR行動指針」にて明記

<http://www.toyota-tsusho.com/csr/activities/social/supply-chain.html>

2-2 調達方針、Code of Conduct（行動規範）をサプライヤーに伝達、遵守してもらうためにこれまでに実施した措置を記載してください。

① 上記「豊田グループアライアンスCSR行動方針」とサプライヤーに配布（2016年、120社）

② サプライヤーに向け、CSRに関するアンケート調査を実施

↓

2019年改定内容は現在
配布準備中



2-3 サプライヤーが人権を尊重していることはどのように確認していますか。 (複数回答可)

- ・定期的に監査をしている
- ・第三者に定期的な監査を依頼している
- 監査は必要と判断した時のみ実施している
- ・確認していない
- ・その他 (自由記述)

直近では、2015年に2件の訪問／確認実績あり。

2-4 質問 2-3 で「監査は必要と判断した時のみ実施している」もしくは「確認していない」と回答された場合、どのような事情が背景にありますか。

該題認識あるものの現状は実施が限的。

3. サプライチェーンに関する人権デューディリジェンスの実施

3-1 サプライチェーンに関する人権デューディリジェンスは行っていますか。 (以下の選択肢から選んでください)

行っている → 質問 3-2～3-4 にご回答ください。

部分行っている → 質問 3-5 にご回答ください。

行っていない → 質問 3-6 にご回答ください。

3-2 行っている場合、そのプロセスが説明されているリンクをこちらに貼ってください。

3-3 行っている場合、今まで行ったデューディリジェンスの結果（人権リスクアセスメント：人権に対する負の影響のリスクに関する特定の事業や国などの調査、優先的に取り組むリスクの選定など）は公開していますか。

3-4 公開していない場合、それはなぜですか。

3-5 一部行っている場合、行っている（行った）のは、ビジネス全体に占める大よその何割の案件ですか。またその案件を選んだ理由・背景は何ですか。

理由：人権懸念国の人权リスクが高いために実施だから。

3-6 行っていない場合、どのような事情が背景にありますか。



4. 監査情報の公開

サプライヤーに対する監査をされている場合（第三者に依頼している場合も含めて）、監査結果は公開していますか。

5. サプライヤー情報の公開

5-1 商品のサプライヤーをどこまで把握されていますか。

- ・一次
- ・二次
- ・三次
- ・それ以降

5-2 サプライヤーリストを公開していますか。

- ・している
 - ・部分的にしている
- 具体的に範囲を特定してください。
()

していない

6. 女性執行役員・管理職比率

6-1 現在貴社における執行役員及び管理職に占める女性の比率は、何パーセントですか？

管理職等級：82名 (4.8%)

執行役員級：1名 (2.9%)

6-2 執行役員及び管理職に占める女性の比率を上げるために方針や計画が明記されているリンクをこちらに貼ってください。

統合レポート2019 のP66～P71において、従業員の女性比率、イドにおける女性の就業機会創出ケースについて記載し、性別問わず多様性を推進していく旨記載

7. 児童労働

児童労働を生産過程からなくすために、どのような対策を講じていますか。対策の詳細が書かれてあるリンクがあれば、こちらに貼ってください。

当社グループアライド－CSR行動指針において、児童労働防止に言及。
本方針の取扱いについては、回答2-1に記載の通り。

8. 強制労働、人身取引

強制労働や人身取引を生産過程からなくすために、どのような対策を講じていますか。対策の詳細が書かれてあるリンクがあれば、こちらに貼ってください。

同上



9. 安全衛生

生産過程における労働安全衛生を保護するためにどのような対策を講じていますか。対策の詳細が書かれてあるリンクがあれば、こちらに貼ってください。

安全衛生については、統合レポート2019のP64に記載

「安全衛生は人権問題であるという考え方に基づき、グループ会社社員、希望に応じて入先にも教育を実施」

10. 環境

生産過程における環境汚染、有害化学物質使用等に対し、どのような配慮を行っていますか。サプライチェーンを担うサプライヤーの一覧として、化学物質管理の専門部署である

化学物質管理室を設け、以下を実施

→ ICCMに採用されたSAICMに伴う各国の化学物質法規制に対する、化学品ビジネスにおける

11. 技能実習生

11-1 日本国内のサプライヤーを含むビジネスパートナーに、外国人技能実習生を雇用している会社はありますか。

未確認

11-2 あると答えた場合、技能実習生に対する人権侵害を防止するためにどのような対策を講じていますか。

11-3 外国人技能実習生の雇用有無について把握していない場合、それは何故ですか。

日本国内が多くにわざるため

12. 生活賃金

サプライヤーを含むビジネスパートナーにおいて、生活賃金（Living Wage）の保障のためにどのような対策を講じていますか。

豊田グループサプライヤーCSR行動指針」の2項（虐待労働・児童労働、不適な低賃金労働の防止）

にて記載（本件の取扱いについては、回答2-1に記載の通り）。

13. 差別・ハラスメント

13-1 性別や国籍・人種による差別・ハラスメントを禁止する規程、障がい者に対する合理的配慮に関する規程はありますか。

全社方針は、統合レポート2019のP67（多様性の促進）と豊田グループサプライヤーCSR行動指針」の

3項（差別の禁止）で記載。当社において、ハラスメントは就業規則（禁止事項）にて記載。

13-2 サプライヤーにおける性別、国際、人種、障がい者に対する差別・ハラスメントを禁止するためにどのような活動をしていますか。

回答13-1に同じ

14. 是正のプロセス

14-1 今までサプライヤーで人権問題が判明した場合、貴社はどのように対応しましたか。

（複数回答可） 実績なし

- ・サプライヤーと話し合い、改善を求めた
- ・サプライヤーと契約関係を停止した



- 特に措置を講じなかった
- 人権問題は確認していない

14-2 サプライヤーに改善を要求した、もしくは契約関係を停止した場合、それらの詳細に関する情報は公開していますか。

- 公開している。
- 公開していない。
- 公開している事例がある場合、そのリンクを貼ってください。

15. 救済手続き

15-1 企業活動によって人権に影響を受けた人が権利侵害を通報し、是正するための救済手続き（グリーバンス・メカニズム）はありますか。

→ グループ内部通報制度といふ複数のチャネルを社員に提供

15-2 救済手続がある場合、その手続きはサプライヤーを含むビジネス・パートナーの労働者は利用できますか。

・上記はグループ会社と社員まで対象

・それ以外の会員や通報は、HP上(右下)に“お問い合わせ”等を通じ、本部に取り次ぎ

15-3 救済手続きは事業国において影響を受けた住民などは利用できますか。

15-2 の代理店の中で個別に扱い

15-4 その手続きにおいてはどのような言語を使うことが可能ですか。

→ 日本語、英語、スペイン語、フランス語、ポーランド語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、中国語

15-5 救済手続きの利用についての情報（申立ての方法やプロセス、申立ての件数や解決された案件の件数など）は公開していますか。

↓
公開

↓
非公開

16. ステークホルダーエンゲージメントについて

16-1 これまでステークホルダーエンゲージメントを実施しましたか。

○はい

- いいえ

16-2 実施した場合、相手は誰ですか。→ 今度は明治安田アセットマネジメント(日本貿易会議)GP2Fと対話。

(複数回答可) [その他]

- NGO
・林生(株式会社、投資家向け説明会など)
- 地域住民
・顧客(セミス情報提供など)
- 投資家
・社員(ERサーベイ、労使懇談会など)
- その他
・取引先(普通グループサプライチェーンCSR行動方針など)

・地元住民(普通留学生奨学金、

日本をアジアの子供たちに
届け活動など)

16-3 実施した場合、その内容を経営にどのようにフィードバックしていますか。

内閣レベルに基づき、具体的に対応



17. 自由記述欄

(以上です。ご協力ありがとうございました。)